

平成 28 年度

滋賀県「健康いきいき 21」地域・職域連携推進会議（第 2 回）議事録

日時：平成 29 年 2 月 16 日（木）午後 2 時 30 分～4 時 30 分

場所：県庁北新館 5 階 5A 会議室

出席委員：三浦委員、佐藤委員、山口豊委員、小澤委員、野村京委員、中西委員、藤本委員、
上山委員、田中委員、若林委員、山口久委員、山本委員、野村善委員、荒木委員、
大前委員（15 名）

南部さん（全国健康保険協会滋賀支部）

欠席委員：猪飼委員、古川委員、近藤委員

事務局：健康医療課 井下、井上、西川

医療保険課 一丸、モノづくり振興課 村上

開会

あいさつ 健康医療課 主席参事

滋賀県の健康増進計画は平成 13 年に始まり約 15 年経っています。その間に都道府県別データや県内の健康栄養マップ等の色々のデータを照らし合わせてみると、かなりの成果が出ております。例えば、喫煙率は非常に低下してきていますし、歯科の方で見ても、80 歳で 20 本以上自分の歯がある方、いわゆる 8020 運動の達成率は、平成 21 年の時に 23.5% だったものが昨年度の調査では 37.6% まで上昇してきています。

国の厚生労働科学研究班のホームページでは、平成 25 年の介護保険の要介護 2 以降を不健康と定義した健康寿命が出されていますが、滋賀県は男性が全国第 2 位、女性が第 3 位ということで非常に健康な県民になってきています。

また、総務省の調査で、余暇にスポーツをやっている割合をみますと、男性が全国で 1 位、女性が全国で 5 位という形で、運動もかなりの改善をみせています。

さて、第 1 回目の会議では、健康いきいき 21 健康しが推進プランの進捗状況について確認をさせていただきました。今回は、県の施策の取組結果報告と各機関、団体から具体的な取組結果をご報告いただくことになっています。

特に今回は働き盛り世代の健康づくりについて、皆様と意見交換を行い、より効果的な施策の展開を検討していきたいと考えております。

みなさんもお存知のとおり、各部局が横断的に連携し推進する流れになってきており、特に保険者の機能強化による健康経営やデータヘルス計画の取組強化も言われており、地域保健分野と職域保健分野のそれぞれの情報を共有しこの会議を連携の場とし効果的な保健事業を構築、協働するなど是非取組を進めていただきたいと思います。

県といたしましても、各機関、団体の皆様との連携を意識しながら健康滋賀の推進に向けてなお一層推進していきたいと思っております。

委員紹介

委員長：

厚労省の研究班の介護保険のデータを使った健康寿命が全国で男性が 2 位、女性が 3 位と全国トップクラスになっているということでした。これは今までの取組の効果が表れているのではないかと思います。県全体で県民が健康になるような取組を進めていけるように引き続きみなさんご協力をお願いします。

今朝の新聞で、東京オリンピックに向けて受動喫煙対策の推進を厚労省が一生懸命やろうと動き出したのですが、反対する議員の抵抗にあって少し後退しているようですが、逆にボトムアップで地方からどんどん進めていければいいと思います。日本の受動喫煙対策は最低レベルで世界的に恥ずかしい状況であるので、推進していけるといいと思います。

今年度第 2 回の会議ということで、それぞれの団体の取組の報告をいただくことと、県では今年度、働き盛り世代の健康づくりを強く取り上げて進めていきたいということですので、みなさんのご意見を頂きただいて連携を深めていければと思います。

議題 1 健康寿命延伸プロジェクトについて

事務局より報告 資料 1

- ・滋賀の健康栄養マップ調査結果
- ・健康資源発掘事業、表彰事業
- ・運動プラス 10 事業
 - 身体活動、運動に関する研修会
 - 協会けんぽ滋賀支部加入事業所調査
- ・野菜一皿キャンペーン

委員長：

健康寿命延伸プロジェクトの様々な取組を報告いただきました。今の内容についてご質問、ご意見等ありましたらご発言をお願いします。

健康栄養マップの調査結果は健康推進員の皆さんのご協力を得て実施し、結果が出たところではありますが、色々課題も見つかったということです。

今回、協会けんぽ滋賀支部加入事業所の健康の取組に関する調査もされたということでしたが、もし商工会議所連合会や商工会連合会の方からこの結果にご意見等ありましたらお願いします。

比較的小さな事業所ですので、商工会議所加入の事業所が多くなっていくのかと思います。

委員：

協会けんぽさんとは健康経営ということで情報交換等を商工会議所と経済団体として取

組を進めているので、より小規模なところになるにしたがって、健康診断等受診できていないところもまだまだありますので、進めていきたいと思っています。

委員：

健診受診率や生活習慣の改善を促す取組について、まだまだ取組を促進する余地があるということですので、協会けんぽさんと連携しながら、会員等に対して周知をしていく必要があると思っています。冒頭のあいさつにもあった健康経営について念頭において、職域における健康づくりの視点で、従業員だけでなく、家族が健康であることが事業所の経営にプラスになるという観点で取り組んでいかなければならないと思っているところです。

委員長：

データを見てみますと、食生活改善とか身体活動の取組なしと答えているところの方が7割、8割となっていますので改善の余地があるかなと思います。

委員：

調査の回答数が154で一部に限られているという状況ですので、せっかくアンケート調査するのであれば、我々としては過去からこのような調査はずっとしていますが、もう少し幅広い形での回答を求めていただき、より詳細に原因調査をしてその上で改善策を考えていく必要があると思います。今後もぜひ続けていただきたいと思っています。

委員長：

この調査の対象となる実際の事業所数は、約16000社程ありますので154が回答というのは全体の中では一部ということになりますね。

野菜一皿キャンペーンでは健康推進員の方が頑張っていたいただいているのですが、ご苦労などありましたらお願いします。

委員：

健康栄養マップ調査でも出ていましたように、若い世代への進め方に一番悩んでいます。一番大事な世代にも関わらずアプローチが難しいです。食生活の内容は改善していますが、実際のバランスについては20-30代が悪いという結果が出ていて、私たちもその世代に向かっていきたいが、一番難しいところです。私たちの事業で、若い世代の家庭訪問というものがありますが、家庭訪問となると二所帯、三所帯等、同居している世帯にしかアタックしていけないし、減塩と野菜一皿は若い人への取組をどうしていけばいいか悩みの種で、県下の健康推進員が色々な事業でパンフレットを配るということに留まっている状況です。

一か所だけ高等学校へ入っている地域もありますが、保育園や幼稚園の両親を対象にし

てやっついこうと頑張っている最中です。

委員：

私は主に高齢者を対象に取り組んでいます。今、野村委員がおっしゃったように、わりと高齢者は健康に対して非常に関心が高いと言えると思います。健康推進員の方とタイアップして事業をしますが、なかなか若い人が参加してくれないというところもあります。参加してくれる人は、関心の高い人なので、極端に言えば放っておいてもそういう事業はできると思うのですが、そうでない人についてが悩むところです。

議題2 地域・職域連携推進事業について

・各機関、団体の取組について（資料2） 各委員から説明

委員長：

特にアピールしたい点を中心に各団体さまから報告していただきたいと思います。

委員：

歯科医師会の取組として、ここ数年来特に力を入れているのは、超高齢化社会を迎えての多職種連携による地域医療の推進ということです、

今年度から始まりました事業は、後期高齢者歯科健康診査の実施で、後期高齢者広域連合さんの委託を受けまして、後期高齢者の方々の歯科検診をモデル的に長浜で開始をしました。結果をみながら逐次全県下に広げていく予定です。今後のことは検討会で検討していく予定となっております。

委員：

特に力を入れている点は、今年度からかかりつけ薬剤師制度というものができました。これは来られる患者さん一人一人に対して、適切な薬剤を使用されているかも含めて、検査データなどを教えてもらって、食事の問題などもアドバイスするなど、患者さんを中心にお話しするというもので、かなり力を注いでおります。

また、健康フェスティバルでここ3年間力を入れているのは、危険ドラッグ撲滅キャンペーンです。そこで優秀な川柳を作られた方の表彰をしたり、色々な関係者との懇話会などの企画をしまして、ドラッグを根こそぎやっつけるんだよという意識を、来ていただいた方に力強くアピールしていくことに力を入れております。

委員：

食育に関しては2つ大きな事業をしています。一つは、11月頃イオンモール草津において行っている食と健康展。もう一つは、食育イベントとして年3～4回、平和堂さんの

場所をお借りして、食の健康展のスマール版のような形のものを実施しております。血圧測定、骨密度や体組成を測ったり、栄養相談など、また昨年から食育を中心にしていきたいということで、若いお母さんたちをどう取り込むかというところで、子ども達が興味をもってくれるようなゲームをしたり、食育SATシステムというフードモデルをいっぱい集めてくると自分の食事のバランスがよく分かるという、目で見てゲームのように楽しんでいただきながら食への関心を何とか高めてもらえるような啓発運動をしております。

委員：

先ほども申しましたように、若い人へのアプローチについて一番困っております。全国協議会も同じように困っており 2 月の 22,23 日に全国の会議がありますので、他府県はどのように取り組まれているのか聞いてきて、滋賀県もそれを参考にしながら今後も頑張っていきたいと思っています。

委員：

当センターでは、セミナーを年間 60-70 回やっていますが、そのうち職業病を除いた健康に関するものは 40 回程度であります。

特に力を入れているのは、治療と職業の両立支援で、予算もつき、協会けんぽさんとセミナーを開催しました。また、両立支援促進員という方を委嘱して、今年については、がんと就労支援をテーマに事業所に出向いて説明します、仕組みづくりのお手伝いをします、という PR を行ってきましたが、あまり申込みはありませんでした。実際は 3 回程度、病院の MSW さんを対象に行ったというところです。

委員：

今年度については、がん患者とともに生きる社会について提案するというを主体に事業運営をしていて、近畿経済産業局の委託事業で、経済団体 6 団体で 170 名に対して講演会を開催しました。また、経済団体 3 団体が一緒にチラシ作製をしました。中小企業連合会さん、商工会連合会さんと併せて、うちは一万部だが、県内 5 万部作成し、ちらしを作成しました。

今後、労働人口の減少に伴いまして、労働者が高齢化していく、がんに罹患することがありますけれども、がんは治る病気であるということを今回のセミナーで講師の方にお話しさせていただいて理解していただけたと思っています。

委員：

傘下に 20 の商工会があり、県内 19 市町のうち 17 市町にあり会員が 14000 人強、ということでございます。取組は書いてある通りですが、先ほどの調査結果にもありましたが、20 人未満の小さな事業所でありますので、まだまだ事業所としての取組が十分でないとい

うことですので、健康経営の視点についての意識の醸成に努めたいと思います。

委員：

16 ページは市町国保の取組状況を中心にあげさせていただいております。

生活習慣病の発生予防と重症化予防ということで、受診率の向上、保健指導実施率の向上ということで、健診の受診勧奨等に力を入れられています。ちなみに平成 27 年度の速報値は、全国平均 36.3%で、滋賀県は 38.2%、22 位ということで近畿ではトップです。保健指導の実施率は、30.8%ということです。特に市町では、大きな課題としましては、糖尿病性腎症の重症化予防ということで、これに対しても保健指導、医療機関との連携による受診勧奨に力を入れて取り組まれています。

各団体等の連携した部分については、協会けんぽさんの被扶養者健診を、市町国保と連携して、集団健診と特定健診、あるいはがん検診を同時に実施する取組や、コンビニでの特定健診の実施なども一部の市町で実施されているということです。

17 ページについては、国保連合会での取組ということで、保険者への支援というような立場の中で、国保保険者における保健事業の評価のための支援ということで、保健事業支援評価委員会というものを設置しておりまして、市町のデータヘルス計画策定や保健事業等の評価、個別事業に対しての評価等支援しているということで、この委員長を三浦先生にお勤めいただいております。市町への支援を評価委員会を通じて行っているということで、こういうことを通じて効果的な保健事業ができるものとして実施しているところでございます。

団体等では、滋賀県保険者協議会というものがあり、滋賀県内の医療保険者が連携して設置しておりまして、国保連合会が事務局を持っているわけですが、平成 28 年度、国保、後期高齢、協会けんぽさんの医療費データを基にした医療費分析を行っています。

委員：

一番最後の健康アクション宣言は後ほど時間がありましたら申し上げますが、要は、企業の健康づくり事業として昨年 11 月から取り組んでいる事業となります。

連携事業は、協定を締結した市町、労働局さん、経済 3 団体さん等々の中で、具体的に進んでいる事業内容を記載していますのでご覧になってください。

いえることは、先ほど産保センターさんからも話がありましたように、連携をしていかないと単一ではなかなか事業はすすまないと実感としてありますので、冒頭事務局からもありましたように、このような機会を利用してそれぞれが連携をすすめていってほしいと思います。

委員：

今年度の取組結果は、労働関係法令、およびガイドラインに基づく事業者および事業者

団体に対し、各種の指導をやっておりますが、最近の実施していることは、メンタルヘルス、健康確保対策、治療と職行生活の両立支援といった事項があります。

他機関との連携については、メンタルヘルスですと、滋賀県庁が行う社会福祉施設に対する集団指導に参加させていただき、メンタルヘルスの指導をさせていただいています。その中でも健康確保対策については、協会けんぽ滋賀支部と締結した協定に基づき、健康診断の実施とデータの提供の促進、説明会の合同実施を行っているところです。また、治療と職業生活の両立支援については、ガイドラインや、滋賀医大の埴田先生が作られた会社と主治医間の連絡シートなどの周知啓発を行っています。さらに、協会けんぽ滋賀支部と合同でセミナーを開催したり、滋賀県庁のがん患者就労支援部会にも委員として参加し、当該部会で取りまとめられた「職場での保健の取組や、労務に関する Q&A 集」の周知啓発を行ったりしております。こういった取組みは労働局だけでは難しい面がありますので、各種団体や関係機関と連携して取組ませていただいております。

他方、働く人の健康を考えていくには地域職域連携が重要と思っています。基本的な考え方としては各機関の業務内容や、各機関の強みや弱みを互いによく知って互いに補完し合って取り組んで行くということがものすごく重要ではないかと考えています。このようなことをやっていけば自ずと結果はついてくると考えています。

そして、働き盛り世代の健康づくりは重要であり、これを進めていくに当たっては、企業が大きな役割を担っていると思います。しかし、その前提としては、企業自身が労働災害を発生させないことが重要と考えています。何故かというと、労働災害が発生してしまえば労働者が死傷してしまい、健康確保どころではなくなってしまうからです。労働者の安全対策についての取組みは労働局の行政目的ではありますが、その施策の周知啓発に、今回ご参集の皆様方のご協力をいただければ幸いです。

最近の安全衛生に関するトピックについて、少しご紹介させていただきます。参考資料をご覧ください。一点目としては、労働安全衛生法の改正に伴って、メンタルヘルス対策の一環としてストレスチェックが新設されました。労働局としては、ストレスチェックの周知と履行確保に取り組んでおります。さらに、50人以上の事業場は労働基準監督署への報告が義務付けられており、これが徹底されるよう取り組んでおります。二点目としては、これは最近のトレンドですが、小売業や、飲食店などの大三次産業において、労働災害の発生が多いことから、本省主導のもと、「働く人の安全安心な店舗施設づくり推進運動」を実施しているところです。

また、労働衛生の分野の制度改正も説明させていただきます。主な内容としては、産業医制度が見直され、長時間労働に対する情報、労働者の業務内容の情報を産業医に提供することが義務付けられるということや、治療と職業生活の両立支援についても、産業医の重要な職務としての位置づけるなどの見直しが予定されております。労働局としては、こういった見直し内容が現場に行き渡るよう引き続き取り組んでまいりたいと思っておりますので皆様方のご協力をよろしく願いいたします。

委員：

後期高齢者医療広域連合が今年度新たに取り組んだ事業についてご報告させていただきます。先ほど、歯科医師会からご紹介いただきましたが、今年度新たに歯科健診を長浜市をモデル地域に行っております。来年度はモデル地域の成果を踏まえて全県下での実施を予定しております。歯科医師会様には事業実施についてご協力をお願いすることになりますのでよろしくお願いいたします。もう一点は新たな事業としては、身体健康診査の結果、医療機関受診が必要にもかかわらずそのまま放置されている方に対する受診勧奨を行う事業に取り組ませていただきました。専門職員、保健師等が対象者の自宅に訪問して、健康相談を行うと共に医療機関への受診勧奨を行うという事業を実施させていただきました。

委員：

私に取り組んでおりますのは百歳体操で、主に高齢者を対象とした健康づくりです。の中で、私が特に報告しているのは、これらの県の取組であったり、野菜をプラス一皿プラスしようということや、運動についてはプラステンについての取組を、そのグループの中で報告をして、またグループが各地域にあります、各地域に出向いて、他のグループとの交流など行っています。連携していただいているグループもございまして、健康推進員や地域総合型スポーツクラブなど、野洲市にはほほえみクラブというものがありまして、そのようなところと連携して健康づくりに取り組んでいるのが現状です。

・各圏域（保健所）の取組について（資料3） 事務局から説明

県内には6保健所あり、それぞれが各圏域の課題を明確化し、圏域毎の地域職域連携会議で共有をしながらそれぞれ必要な取組をしている、という形になっています。

連携会議については、年に1～2回開催されているのですが、南部ですと、受動喫煙対策に焦点をあてて開催しております。甲賀は今年度糖尿病の予防、医療連携、健診から医療につなぐ連携、療養指導についての取組について検討してきておられます。東近江も同じく、糖尿病の重症化予防の在り方に特化して検討されています。湖東は地域職域連携事業の動向を押さえつつ、連携についてどうしたらいいか検討され、湖北は特定健診、がん検診受診率、保健指導実施率の向上について検討されています。

会議の委員については若干の違いはありますが、医療、労働、行政、保健の機関で構成されています。

連携事業としましては、実態調査、研修会、健康情報の発信などを企業や事業所に対して行っています。今年度は、いくつかの保健所が協働で「健康経営」の研修会を開催しています。今年度の評価は、どこの保健所も健康課題については共有をしているのですが、なかなか一体的に連携して事業を進めるといことが難しいようです。健診の受診率や糖

尿病の重症化予防のところについては、少し具体的に連携してすすめていると聞いています。

委員：

大きく分けると、保健所の事業は連携会議と連携事業の中の研修会の2つが柱となっていて、連携会議は当初、情報交換に留まっていることが多かったのですが、健康課題を共有して事業に取り組む段階に入ってきております。課題はそれぞれの圏域の状況によって異なりますが、たばこ、受診率向上、糖尿病重症化予防、健康経営というあたりでそれぞれ圏域で取り組んでいます。今年の研修会は圏域の足並みがそろって健康経営について開催したということです。

委員長：

各団体から報告いただきましたが、色々とお互いの連携が進んできたなど強い印象をもっています。県をあげて取組がすすんできたと思います。

ここまでのところでご協力いただきありがとうございました。皆様の中からお質問やご意見がありましたらどうぞ。

委員：

商工会議所連合会さんのがんの就労支援で成人病センターの岡村さんにお話しいただいたということですが、産保センターと労働局と滋賀医大で宣伝している主治医と会社の情報連絡シートは取上げられましたか？

委員：

当日、産保センターの方からパワーポイントで資料の紹介がありました。当日配布はしていませんが資料をPRされました。連携するということ、がんについて相談対応すれば働くことができるということ医療の方にわかってもらうということで説明がありました。

事務局：

後期高齢の人の歯科健診は歯科診療所で行われるのか、集団健診ですか？

委員：

歯科医師会さんに委託し、歯科医師会に加盟いただいている診療所で実施していただいております。

委員：

手上げしていただいた診療所に健診に行ってくださいというシステムをとっています。

事務局：

かかりつけ歯科医を持っている人は長生きするというデータがありますので、是非かかりつけ歯科医を持てるような取組をしていただきたいと思います。

委員長：

資料2-2になりますが、今年度特に、働き盛りの方について職場での健康づくりについて県としても強化したいということで、各団体の皆様からどんなことに取り組むかご意見をいただいています。

このあたりで、各団体から何か一言アピールしたいこと、ご意見などありましたらお願いしたいと思います。

委員：

事業所では法令に定められている酸蝕症を中心とした特定の健診はありますが、それ以外、働き盛りの方々の口腔内の歯周病の問題は大切なポイントになってきます。かなり以前から、滋賀県の歯科保健計画の中の産業保健の部門では大きな課題となっていますが、なかなか実際には事業所では歯科健診はほとんど行われていないのが実態課とっておりますが、糖尿病に関して歯周病との関わり、生活習慣病の一環としての歯周病と全身疾患の関わりということについて周知していこうと、以前から事業所に訪問させていただいて出前講座をするという事業に取り組んでいるのと、産保センターで衛生管理者を対象に年1回、歯科保健の取組についてお話をさせていただいています。

直接事業所で集団を対象にして健診ということだけでなく、歯科保健の関わりとして、かかりつけ歯科医をもつ、定期的に健診をうけるという方の割合が少しずつ増えているので、ある程度効果がでていかなと思っています。歯周病全体もそんなに目に見えて大きな問題ということではなく、ある程度歯科疾患自体がピークを過ぎた状態であります。地道な取組は続けていますが、目に見えて、事業所健診としての効果はなかなか出てこないですが、実態としては改善しているのかなと思っています。

事務局：

昨年度の健康栄養マップ調査で、8020の人の割合が増えていると説明したが、特に75-79歳の20本以上の達成率が非常に上がっているもので、次回5年後にはさらに割合が上がっているのではと楽しみにしています。

衛生科学センターで分析をしていますが、健康寿命については要介護2以上になったら不健康と定義していますが、歯が20本以下になったら不健康というような形で今計算してみています。滋賀県男性12年、女性で17年くらい、歯が20本以下になってからお亡くなりになるまでかかっているということがわかっているので、これをどんどん縮めていこうと、要は死ぬまでおいしいものが、何でも食べられる世の中を作っていくのが歯科の仕事

かなと思っています。

委員：

職域での取組は事業主の考え方次第で大きく異なっているというのが現状であると思っております。そういう意味からも、経営者自らが健康で元気に働ける職場を作ることが大事であることから、健康アクション宣言を行っていただく、そのための取組を協会けんぽがサポートするという事業を昨年 11 月からスタートさせました。

現在、16000 社のうち、37 事業所が宣言されています。今後、事業所にとってのメリットが当然必要であるということから、例えば滋賀県がやっておられる表彰制度を今後構築していきたいと思っておりますし、そのためには関係機関の共同、連携が必要ではないかと思っております。

ここで滋賀支部独自の健康アクション宣言の制度の詳細をポイントをしばり皆様にご紹介させていただきたいと思っております。

健康アクション宣言制度説明：

先ほど来から健康経営の単語が飛び交っておりますので、私からは健康経営そのもののご説明は差し控えさせていただき、健康アクション宣言の中身について簡単に触れさせていただきます。滋賀県のアンケート調査結果のご提示があったのですが、事業所内で食生活、身体活動に関する取組について、何に取り組んでいいかわからないという結果がございました。何に取り組めばいいのかという部分と、今現在、事業所において何に取り組んでいるのかをチェックシート方式にまとめたのがこのアクション宣言シートの中の頁になります。まずは、今自分の事業所で出来ていることをチェックしていただき、できていないところがこれから取り組んでいく項目ということになっていきます。全部できるということではないと思っておりますので、できるところから取組み、できるものをチェックしていただき、エントリーシートを協会けんぽに FAX で送っていただくということになります。

その後、宣言書をこちらで作成しまして、1年間取り組んでいただいて、1年後同じチェックシートでチェックし取組状況を確認していただいて、さらに翌年度の取組に引き継いでいただこうかと、そういうような PDCA サイクルで回していこうというものであります。

現在 37 社エントリーされています。この制度は昨年の 11 月から本格的に開始したところですが、経済 3 団体の皆様にも協力いただきながら、チェックシートの作成にあたり、滋賀県、滋賀労働局、産保センターにも中身を確認していただき、監修していただきました。チェックシートの 17 番目メンタルヘルス不調者に関する対応方針とか、18 番目の 1 か月あたりの時間外・休日労働、このような項目もございます。私どもの保健師や管理栄養士では、メンタルヘルスに関するご相談とか、労働時間の相談などには対応できませんので、そういった時に産保センターさんにご協力いただけないかとか、労働基準監督署にご相談いただけないかということでご理解いただいて、これを作成したところがございます。

す。

この事業の展開についてですが、基本的には協会けんぽ加入の事業所が対象になっております。今は、ダイレクトメール等でご案内しているところなのです。これに対する成果物、インセンティブの部分なのですが、来年度は、アクション宣言をしていただいた事業所には優先的に健康に関するセミナーを幹旋したり、健康測定機器を一定期間ご活用いただくなど、従業員の健康づくりに役立ててもらうなどを来年度のインセンティブとして考えております。

また、アクション宣言をしていただいたところ全てを表彰するというのも考えられると思うのですが、事業所としてどこから表彰を受けたら嬉しいかということがあると思います。県の方からご説明のありました健康資源発掘事業の企業部門について、アクション宣言を頂いた事業所の同意を得て情報提供することも考えられますし、健康経営を進めている経済産業省には健康経営優良法人認定制度があり、この募集の要件が、滋賀県の場合、このアクション宣言にあたるので、こちらにもつなげられるのではないかと考えて今動いております。

まだ 37 社エントリーというところですので、まずは、その会社でできることから、例えば甘い缶コーヒーをいきなり無糖に変えると長続きしませんので、まずは微糖に変えて、そして 3 か月たてば無糖に変えるというような取組により 1 年間で従業員の血糖値が下がったというような例もありますので、できることからこのチェックシートを活用して初めていただければなと考えております。

委員長：

健康経営は経済産業省が進めているもので、この案内も経営者にいくということで、滋賀支部の方で頑張ってすすめていただいているところです。

委員：

保健所の方でも今年度健康経営の研修会を行い、健康経営について啓発していきたいと思いますが、県の方ではインセンティブ付与に協力していこうということがないかどうか、例えばメンタルヘルスの分析を請け負うとか、保健指導に保健師を派遣するとか。

もう一つは顕彰制度についてですが、県として表彰団体をどのように活用しているかお聞きしたい。健康アクション宣言にリンクさせて、エントリーした企業から優先的に選ぶとか、活用することにより、同じ立場の人と成功事例を共有してすすめていくとか、表彰を受けた方をもう少し活用できないか、と思っています。健康推進員や協会けんぽでお話ししていただくとか、活用されているかが見えていない。どのように活用していくか県にお聞きしたいと思います。

事務局：

今、委員からありましたような、表彰団体自らが発信団体になり話をしてもらおうという機会は設けていません。県としてはメディアに情報提供しておりまして、県の取材とは別に、もう少し時間をおいて新聞社やびわこ放送に新たに発信していただくというところに留まっています。

ご応募していただいた資源がたくさん登録されている状況ですので、今後健康づくりサポーターになっていただくのですが、そういう方々を一堂に集まっていただき意見交換していただいて、そこから活用できるものなど考えていくなどのご意見も頂いていますので、今後具体的に考えていけたらと思っております。

委員：

協会けんぽの健康アクション宣言に対して県が協力していけること、インセンティブは考えておられるのでしょうか。

事務局：

保健所では出前講座として健康づくりの研修会に出向き話をしたことがあります。そういうことはできます。

委員：

このシートは大変よくできていると思います。労働局さんのご意見が反映されているのですね。

各圏域で事業所の情報交換をされているので、そういう場で宣言された事業所を誘導して来てもらって話をしてもらったらいいのではと思います。

というのは、今年度湖北で事業所研修会をやった時に、私が話をしに行かせていただいたのですが、そこで、長浜キヤノンの保健師さんがトップダウンではあったが敷地内禁煙になった話をされて、それがすごく良くて、他の事業所さんも食いついて、あとで名刺交換されていたということがありました。地域で輪が広がっていったら、そもそもそこに来られている人達は比較的意識が高いので、身近で好事例があればどんどん進んでいくと思うので、圏域で紹介されるといいかなと思います。

事務局：

健康アクション宣言事業所の一覧表のようなものはありますか。

回答：

ホームページに掲載しております。中には、ホームページに掲載しないでというところもありますが、どちらも含めて37事業所となっています。

事務局：

例えば圏域の地域職域連携会議に、宣言された事業所に来ていただくとか。

委員：

各圏域の研修会などには、活発に取り組まれている事業者の講演は入っていることが多いですが。このアクションプランのことはここで初めて聞きました。

委員長：

これは滋賀支部オリジナルですか。すごくきれいにできていますね。

宣言したところには、会社に掲示できるものは提供されているということですね。

社員の方は自分のところが宣言しているかどうかはわかるようになっているのですね。

商工会議所さん、この宣言するところが増える工夫は何かありますか？

委員：

インセンティブというところになってくるとと思いますが、例えばワークライフバランス大切にしているところは県の経営審査の査定で評価されるとか、従業員を大事にすることが経営もうまくいくということですしそういう建設業の経営審査に関わるところで配慮いただいたり、何かインセンティブがあるとよいと思います。最初の取っ掛かりはインセンティブであったとしても、取組を進めることによって従業員の健康が進んでいくと会社にとっても進めていけることになりますので、そういうことでご理解いただけたらと思います。

委員：

今までにないような視点だと思うのですが、まだまだ健康経営とは何なのか、これは実利があるということ、色々な経営にプラスのことがあるということをしっかり認識してもらわないといけないと思います。これは協会けんぽさんと周知啓発に努めていかなければならないなと思っているところです。

委員長

メリットが金額で出てきたりすると経営者には分かりやすいのかと思ったりします。

委員：

このパンフレットはよくできていると思いますし、企業の健康経営の導入に向けて協会けんぽ滋賀支部が進めている健康アクション宣言は良い取組みだと思いますので、広めていただきたいと思います。周知の際には、労働局としても健康経営の導入を推奨しているということをおっしゃっていただいて良いと思います。もちろん労働局の名前がどれだけ

有効かといった問題はありますが、労働局としても企業に対する健康経営の周知やその導入に協力していると言っていて構いません。ただ、その際にはパンフレットの 2 ページのリスクマネジメントの事故や不祥事の予防といった労災発生の防止についても必ず周知していただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

また協会けんぽ滋賀支部へのお願いですが、去年は仕事と治療のセミナーを合同でやらせていただきました。来年度においても、健康経営のセミナーか、別のセミナーでもよいのですが、こういったセミナーを今後開催されるおつもりならば労働局としても、講師派遣などの協力を最大限させていただきたいと思っておりますので、お声掛けいただきたいと思っております。

委員長：

よく見るとリーフレットに1ドル投資すると3ドル返ってくるというアメリカのデータの記載がありますね。

今日は健保連さんがご欠席ですが、大きな企業でもこういった展開をしていただけたらと思います。

宣言したところが増えたら、またご報告をお願いします。

議題3 平成29年度事業について 事務局より説明

・平成29年度地域職域連携推進事業について（資料4）

昨年度実施した滋賀の健康栄養マップの結果から、健康づくりの意識、実践者が30-40代が60歳以上に比べると低い、地域の事業の参加者が若い世代の参加が少ないことから、職場での取組が重要とのことで、この事業の充実強化により企業の健康経営の推進を図っていききたいと思っております。

・具体的な内容の説明

- 会議への新たなメンバーへの参画
- ワーキング部会、ワークショップの開催等
- 優良事例表彰
- ヘルスケアポイント制度の検討 従業員の健康づくりの仕組みづくりについての検討

・滋賀県アルコール健康障害対策推進計画策定の進め方について（資料5）

計画骨子案について

来年秋を目途に策定予定

委員長：

アルコールは非常に重要な問題で、依存症までいかなくても多量飲酒で高血圧を来して

いる人もたくさんおられるので、忘れてはいけない課題であると思います。

資料4では、来年度、健康経営の推進を強化していこうというもので、ワーキングを作ったり本会議のメンバーも追加する予定とのことですが、ご意見などございませんか。

委員：

資料4のところでございますが、労働局の役割について、産業保健サービスの提供と書いてありますが、これはどちらかというと産業保健総合支援センターの業務と考えておりますので、そちらに移してほしいと思います。

もう1点、産業保健総合支援センターのところに、人材の充足状況の把握と人材バンク等紹介制度の創設というのがありますが、これは今まで産業保健総合支援センターでやっていない業務と承知しておりますし、そもそもこれができるのか疑義があると思っております。これは事務局側がこうしたいというものがあると思うのですが、この部分は実現可能性について検討されていないと思いますので今後、この資料を活用される際には、支援センターの役割のところには、「人材の充足状況の把握と人材バンク等紹介制度の創設」の文言は削除していただき、代わりに産業保健サービスの提供等というのをいれていただければと思います。なお、当方としてはこの修正でよいと思いますが、所長の御見解もいただきたいと思います。

委員：

そのようにお願いします。

委員長：

役割は確認して修正をお願いします。

ヘルスケアポイント事業は企業における事業であって、地域とか全体ではないイメージですか。

事務局：

先進的な府県ですと、県民を対象にヘルスケアポイント事業を進めて、途中から企業の参加も得て、企業の従業員さんも参加できるような仕組みをとられているようですので、全体で取り組んで、企業の分を切り取って記載しているイメージです。

委員長：

市町がやっているところが最近は進んできているようですし、企業の健保組合でやっているところもありますし、うまく連携していければいいと思います。

事務局：

健康いきいき21健康しが推進プランは来年度改定の年にあたります。この会議でみなさんに計画案のご意見をいただきます。それに至るまでに専門部会を立ち上げて詳細の改定作業をすることになりますので、その部会に際しては個々に先生方や委員の方にご協力をいただくこととなりますのでそのような予定についてご了承いただきたいと思います。

目標は10年ですが、計画は5年毎です。達成している目標もあり見直しの検討があります。国の健康日本21の改定は30年度で、来年は、国の検討会の動きをみつつ、県の計画改定を進めていきたいと思ひます。

議題4. その他

特になし

三浦委員長：

今日の議題は以上でございます。

活発に御議論いただきありがとうございました。

今後も強い連携を持って県全体でいい方向に向かうように、引き続きご協力をお願いいたします。

閉会

あいさつ 健康医療課 主席参事